

春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、物価高騰の影響を受けながら市内に居住する児童に対して安定的な給食を実施している市内の私立保育園等を設置する者の負担を軽減するために補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内に居住する児童に対し物価高騰による給食費の影響分を全額負担している者で、市内にある次の各号のいずれかに該当する施設を規則第3条の規定による申請の日において設置している者とする。ただし、第1号から第6号までのいずれかに該当する施設を設置している者が、補助金の交付を受ける年度において、他の制度による保育所等給食費軽減対策に係る補助を受けている場合にあつては、この限りでない。

- (1) 私立保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）
- (2) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置されたものをいう。）
- (3) 小規模保育事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条により設置された小規模保育事業所をいう。）
- (4) 私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて設置された私立幼稚園をいう。）
- (5) 幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律第3条第1項及び第3項により設置されたものをいう。）

- (6) 認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に基づき愛知県知事に届け出た施設をいう。）

（補助金額）

第3条 補助金の額は、4月1日から翌年の3月31日までの給食（午前及び午後おやつを除く。）に係る食材料の購入（前条第4号から第6号までに掲げる施設を設置している者（以下「私立幼稚園等設置者」という。）にあつては、業務委託を含む。）に際して算定した給食を必要と見込む市内に居住する児童数に、同条第1号から第3号までに掲げる施設を設置している者（以下「私立保育園等設置者」という。）にあつては1食当たり110円を乗じて得た額とし、私立幼稚園等設置者にあつては1食当たり110円を乗じて得た額と物価高騰による給食費の影響分を負担している額のいずれか低い額とする。

（申請の期日）

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、次の各号に掲げる給食に係る期間に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 4月1日から9月30日まで 9月30日
- (2) 10月1日から12月31日まで 12月31日
- (3) 1月1日から3月31日まで 3月31日

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第3号に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 私立保育園等設置者

ア 春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金所要額調書（第1号様式）

イ 春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金児童数確認調書（第2号様式）

ウ 前年度及び当該年度に係る春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）

第5条及び第38条に規定する重要事項を記した文書

(2) 私立幼稚園等設置者

ア 春日井市私立幼稚園等給食費軽減対策補助金所要額調書（第3号様式）

イ 春日井市私立幼稚園等給食費軽減対策補助金児童数確認調書（第4号様式）

ウ 前年度及び当該年度において、保護者が納入すべき給食費が確認できる契約書等

エ 当該年度の給食における、食材料の購入若しくは業務委託に係る費用又は1食当たりの費用を確認できる書類

（申請の取下げのできる期日）

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定を受けた日から10日以内とする。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、事業完了前においても概算額を交付することができる。この場合において、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後に精算するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第9条による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 私立保育園等設置者

ア 春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金実績調書（第5号様式）

イ 春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金児童数実績調書（第6号様式）

(2) 私立幼稚園等設置者

ア 春日井市私立幼稚園等給食費軽減対策補助金実績調書（第7号様式）

イ 春日井市私立幼稚園等給食費軽減対策補助金児童数実績調書（第8号様式）（検査等）

第9条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（関係書類の整備）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和7年3月31日限りその効力を失う。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までにこの要綱の規定より交付決定された補助金については、第6条から第10条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、改正後の春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の給食に係る補助金の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行し、改正後の春日井市私立保育園等給

食費軽減対策補助金交付要綱の規定は、令和 5 年10月 1 日以後の給食に係る補助金の支給について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の給食に係る補助金について適用し、同日前までの給食に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月10日から施行し、改正後の春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金交付要綱第 3 条の規定は、令和 6 年10月 1 日以後の給食に係る補助金の支給について適用する。

第 1 号様式（第 5 条関係）
春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金所要額調書

園名	給食実施児童数 (～ 月延見込人数) A	総事業費 B (A× 円)	補助基本額 C

第2号様式（第5条関係）

春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金児童数確認調書

[illegible]

第 3 号様式（第 5 条関係）

春日井市私立幼稚園等給食費軽減対策補助金所要額調書

園名	給食実施児童数 (～ 月延見込人数) A	補助単価			総事業費 C (A×B)	補助基本額 D
		物価高騰による影響分を 負担している額	上限額	いずれか 低い方の額 B		

第4号様式（第5条関係）

春日井市私立幼稚園等給食費軽減対策補助金児童数確認調書

園名	給食実施児童数（ ～ 月延見込人数）						
	月	月	月	月	月	月	計

- ・ 各月の給食児童数（各月の延べ食数）を入力すること。
- ・ 給食実施児童数とは、当該月中に給食に係る食材料費の購入や外部業者への発注の際に算定した、給食を必要と見込む児童数のことをいう。
休園等で急遽給食を欠食した場合も、食材料費等は事業者が負担していることから、児童数に含めるものとする。
- ・ 遠足等で給食を実施していない場合は、その分を延べ児童数に含まないようにすること。

第 5 号様式（第 8 条関係）

春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金実績調書

園名	給食実施児童数 (～ 月延人数)	総事業費	補助基本額
	A	B (A× 円)	C

第 7 号様式（第 8 条関係）

春日井市私立幼稚園等給食費軽減対策補助金実績調書

園名	給食実施児童数 (～ 月延見込人数) A	補助単価			総事業費 C (A×B)	補助基本額 D
		物価高騰による影響分を 負担している額	上限額	いずれか 低い方の額 B		

第 8 号様式（第 8 条関係）

春日井市私立幼稚園等給食費軽減対策補助金児童数実績調書

園名	給食実施児童数（ ～ 月延見込人数）						
	月	月	月	月	月	月	計